主な設備、機械・装置等に関する課税標準の特例について(償却資産・令和８年４月１日施行)

（1)わがまち特例

| 資産が特例に該当する資産名称等 | 課税標準の減額の割合 | 根　拠 |
|---|---|---|
| 汚水又は廃液の処理施設 | ２分の１ | 法附則第 15 条第２項① |
| 下水道除害施設の償却資産 | ５分の４ | 〃　第 15 条第２項⑤ |
| 都市再生特別措置法認定事業の公共施設 | ５分の３ | 〃　第 15 条第 13 項 |
| 指定避難用償却資産関係 | ３分の２ | 〃　第 15 条第 22 項１ |
| 協定避難用償却資産関係 | ２分の１ | 〃　第 15 条第 22 項２ |
| 特定再生可能エネルギー発電設備(太陽光) | ２分の１ | 〃　第 15 条第 24 項①イ |
| 〃　(水力発電設備) | ２分の１ | 〃　第 15 条第 24 項①ロ |
| 〃　(地熱発電設備) | ２分の１ | 〃　第 15 条第 24 項①ハ |
| 〃　(バイオマス発電設備) | ２分の１ | 〃　第 15 条第 24 項①ニ |
| 特定風力発電設備 | ５分の３ | 〃　第 15 条第 24 項② |
| 〃　(港湾法関係、地球温暖化対策関係、農林関係) | ３分の２ | 〃　第 15 条第 24 項③イ |
| 特定地熱発電設備 | ３分の２ | 〃　第 15 条第 24 項③ロ |
| 特定水力発電設備 | ４分の３ | 〃　第 15 条第 24 項④ |
| 浸水防止を図る設備等(水防法)( R.11.4.1 施行) | ３分の２ | 〃　第 15 条第 27 項 |
| 雨水貯留浸透施設雨水貯留浸透施設(一部未施行あり) | ３分の２ | 〃　第 15 条第 39 項 |
| 改修実演芸術公演設備(R8. 4. 1～R11. 3. 31 の間に利便性向上改修工事が実施されたもの) | ３分の１ | 〃　第 15 条の 11 第１項 |

※土地・家屋に係るわがまち特例は掲載省略

（2）その他

認定先端設備等導入計画による先端設備等に係る特例

| | | |
|---|---|---|
| 先端設備等に該当する機械及び装置などの償却資産 | 中小企業者等が認定先端設備導入計画に従って取得した先端設備等に該当する資産(機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備（家屋と一体となつて効用を果たすもの（第三百四十三条第十項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。）<br>（R.5.4.1～R7.3.31 取得分）<br>【特例率】賃上げ目標なし　３年間　２分の１ | R6 旧法附則第 15 条第 44 項<br>R7 旧法附則第 15 条第 43 項 |
| | 【従業員に対する賃上げ方針の表明による特例割合】<br>○賃上げ表明なし(令和５年４月１日～令和７年３月 31 日取得分)３年間２分の１<br>○賃上げ表明あり(令和５年４月１日～令和６年３月 31 日取得分)５年間　３分の１<br>(令和６年４月１日から令和７年３月 31 日までの間に取得をしたものは、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から４年度分) | |
| | 先端設備等に該当する資産　（R7.4.1～R9.3.31 取得分）<br>【特例率】賃上げ目標あり（1.5%以上）　3 年度分 価格の 1/2 | R8 法附則第 15 条第 42 項 |
| | 先端設備等に該当する資産　（R7.4.1～R9.3.31 取得分）<br>【特例率】賃上げ目標あり（3%以上）　5 年度分 価格の 1/4 | |

※地方税法による課税標準の特例措置は、上記以外にもあります。